

潤滑油製品の販売に関する約款

本約款は、シェル ルブリカンツ ジャパン株式会社（以下「シェル」）と買主との間の契約に適用され、当該契約は発注書、作業指示書、または提案書の形式をとる場合があり、これらを合わせて当事者間の契約（下記の「契約」の定義を参照）を構成する。本約款は、シェルと買主を拘束するものであり、従前の契約に取って代わるものである。特別取引条件が両当事者間で合意された場合、特別取引条件は、本約款に定める取引条件に優先する。

1. 定義および解釈

【定義】

「**関連会社**」とは、事業者に関する場合、(i)直接的または間接的に第一の事業者を支配するか、第一の事業者によって支配される他の事業者、(ii)直接的または間接的に第一の事業者を支配する事業者によって、直接的または間接的に支配される事業者を意味する。本定義において、ある事業者が他の事業者を支配する場合とは、当該事業者が、他の事業者の経営および方針の指示を行う権限、または指示させる権限を有する場合であり、直接的または間接的に1つまたは複数の仲介者を介するかその他の方法によるかを問わず、株式またはその他の持分の所有によるものか、議決権または契約上の権利の保有によるものか、リミテッド・パートナーシップのゼネラル・パートナーがその他によるものかを問わない。

「**シェルの関連会社**」とは、シェル・ピーエルシーの関連会社を意味する。

「**契約**」とは、本約款が添付される発注書、作業指示書または提案書を意味し、これら書類に添付または組込まれる別紙および付録、ならびに随時修正、変更または補充される納入約束を含む。本約款と納入約束の間に矛盾がある場合、矛盾のある範囲において、納入約束の条件が優先される。

「**腐敗防止法**」とは、(a) 1977年連邦海外腐敗行為防止法、(b) 2010年英国贈収賄法、(c) 詐欺、脱税、マネーロンダリング、その他犯罪収益の取引、政府関係者またはその他の事業者に対する贈収賄、不法な謝礼、便宜供与、その他の利益の提供を禁止するすべての該当する国、地域、州、省、自治体、地方の法律および規制を意味する。

「**ブランド素材**」とは、シェルの商標が付された広告物、標識、その他の物品または素材を意味する。

「**納入約束**」とは本製品の供給に関する条件をいい、当事者間で別途合意する。

「**不可抗力事由**」とは、シェルまたは買主の合理的な制御の及ばない状況を意味し、ストライキ、ロックアウトまたは労働争議（その解決が当該当事者の裁量によるか否かを問わない）、天災、テロ行為、戦争、暴動、内乱、火災、洪水、暴風雨、疫病、政府の命令や制限、国の、国際的な、州の、港やその他の公的機関または当該機関の代理とされる事業者の命令や要求の遵守、（シェルが履行を妨げられている当事者の場合は）シェルまたはシェルグループの生産施設、倉庫、その他の配送施設の閉鎖または停止を含む場合があるが、これらに限定されない。

「**政府関係者**」とは、政府、政府の機関、省庁、部局の（あらゆるレベルの）職員または従業員、階級や地位に関係なく政府のために公的な立場で行動する事業者、政府によって全体的または部分的に支配されている団体（例えば、国営石油会社）の職員または従業員、政治団体および政党関係者、政治家候補、国連や世界銀行などの公的国際機関の職務者または従業員、あるいは上記のいずれかの直系家族（配偶者、子、兄弟姉妹、親、世帯員）を意味する。

「知的財産権」とは、シェルの商標、あらゆる特許権、著作権、データベース権、ノウハウに関する権利、人格権、あらゆる国において本製品やその一部に関連するその他の同様の権利、または本契約に関連して提供される文献、マニュアル、資料、情報に関連する同様の権利を意味し、それぞれの場合において上記の登録や登録申請の有無を問わず、上記に登録申請するためのすべての権利を含む。

「法律」とは、適用されるすべての国、自治体、州の法令、条例、その他の法律、規制、付則、規則、規範、指示、または、公的機関、当局、地方もしくは国の機関、部局、検査官、省庁、職員、公的事業者、法定事業者（自治体か否かを問わない）が必要とするライセンス、同意、許可、認可、その他の承認を意味する。

「事業者」とは、個人、パートナーシップ、リミテッド・パートナーシップ、会社、信託、企業体、政府、政府機関、政府代理機関、政府組織、非法人団体または非法人組織を意味する。

「製品」とは、本契約に基づきシェルが販売する潤滑油製品を意味する。

「関連当事者」とは、契約または合意の当事者との関係において、(a) その子会社、取締役、従業員、受託者、代理人、(b) 本契約の当事者のために、または当事者の代理として行動し、何らかの形で本契約の履行に関与している、その当事者の関連会社を含む、その他の事業者または事業体（その子会社、従業員または取締役を含む）を意味する。

「制限管轄区域」とは、本契約のいずれかの当事者に適用される貿易管理法に基づく包括的な経済制裁、貿易制裁の対象となる国、州、領域または地域を意味する。本契約の日付現在、制限管轄区域には、キューバ、クリミアおよびセバストポリ、ならびにウクライナのその他の非政府支配地域、イラン、北朝鮮およびシリアが含まれる。

「制限当事者」とは、以下に該当する個人、法人、事業体または組織を意味する：

- (i) 制限管轄区域に居住、設立または登録している。
- (ii) 米国 OFAC の特別指定国に分類される、または貿易管理法に基づくブロックading制裁の対象となる。
- (iii) (i) または (ii) に該当する事業者、団体または組織に、直接的または間接的に、所有または支配されている（これらの用語は関連する貿易管理法に基づき解釈される）、あるいはその代理として行動している。
- (iv) (i) から (iii) に該当する法人、団体または組織の取締役、職員または従業員。

「サービス」とは、本契約に基づきシェルが履行すべきサービスを意味する（当該サービスが指定されていない場合は、サービスという用語およびサービスに関する条項は本契約に適用されないものとする）。

「シェルグループ」とは、シェルおよびその関連会社を意味する。

「シェル商標」とは、「シェル」の名称、「LubeAnalyst」のマーク、シェルのペクテンシンボル、および商標、商号、ハウスマーク、所有権のマーク、未登録マーク、サービスネーム、パッケージの形状、配色、ラベルのスタイル、エンブレム、登録デザインおよび未登録のデザイン、小売形態およびその他の形態、スローガン、サイン、コミュニケーション素材、その他シェルが随時指定する、シェルグループの企業、物品、サービス、活動を特徴づける表示を意味する。

「貿易管理法」とは、貿易制裁、経済制裁または禁輸に関する法律、制限当事者リスト、物品、サービスまたは技術の、輸入、輸出、再輸出、移転またはその他の取引に関する貿易管理、反ボイコット

法、および上記事項に関して法律の効力を有し、本契約の履行に関わる当事者に適用される随時有効なその他の同様の規制、規則、制限、命令または要求事項を意味する。

【解釈】

文脈上別段の定めがない限り、以下の通りとなる。

- 1.1 法令、法的規定または条例への言及は、改正、修正もしくは再制定された場合、またはそれらが随時行われる場合も当該法令、法的規則または条例への言及として解釈される。「法令」または「条例」への一般的言及は、当該法令または条例に基づいて作成された規制または命令への言及を含む。
- 1.2 本約款で言及される他の文書への言及は、随時修正、変更、新規作成または補足される当該他の文書への言及である。
- 1.3 すべての見出しおよびタイトルは、便宜上挿入されているに過ぎず、これらは、本約款の解釈において無視される。

2. クオリティ

- 2.1 製品は、損失リスクが買主に移転する直前の時点において、シェルの文献（それに関連して発行され、適宜更新される技術データシートおよび安全衛生データシート（SDS）を含む）に定める仕様または説明に適合するものとする。製品は、当該文献に定める目的に適合するものとなり、その他の目的には適合しない。
- 2.2 法律で許容される範囲において、その他のすべての保証、表明および条件は、品質や目的の適合性に関連するものを含めて、明示的か黙示的かを問わず、ここに除外されるものとする。シェルは、市場の発展に合わせて、独自の公正な裁量により、本製品の仕様を変更する権利を有する。
- 2.3 シェルは、適用法の要件に準拠し、シェル一般事業原則を遵守して、合理的な技術および注意をもって、適正な方法で本サービスを履行する。シェルは、独立した受託者として、助言的な立場でのみ、本サービスを履行する。本サービスの利用に関する一切の責任は、買主に排他的に帰属する。買主は、本製品が様々な目的および機械に使用される可能性があることを認める。これに関連して、本サービスの一部に明示的に含まれない製品の使用方法および性能に関するシェルによる無償の技術的助言は、シェルが誠意をもって行うものとするが、シェルは、当該技術的助言が原因で、買主および／またはシェルに対して提起された、いかなる事業者からの、いかなる性質に関する責任、損失、損害、費用、請求、要求、手続き、費用に対しても、責任を負わない。

3. 価格および支払い

- 3.1 本契約に基づく製品の購入に対してシェルが買主に請求する価格は、シェルと買主の間の別個の契約（発注書、作業指示書または提案書の形式の文書を含む）に定めるものとする。
- 3.2 商品の価格、商品およびサービスの提供に関して支払うべき追加料金および手数料（もしあれば）の支払いは、シェルが付与した与信限度額に従い、与信限度額に到達または超過しない限り（かつ常に第3.3条に従って）、本契約に定める支払期日までに、本契約に定める方法および通貨で支払うものとする。買主が支払うべきすべての支払いは、減額または相殺されることなく全額支払われるものとする。

- 3.3 シェルは、信用条件を決定する目的で、買主の信頼性および財政的安定性を確認するために、財務諸表を含む書類の提出を買主に要求する権利を有する。すべての与信条件は、シェルがその裁量で決定するものとし、買主（または買主を支援する保証人、その他の担保提供者）の信頼または財務責任が、損なわれる、不十分である、悪影響を受ける、とシェルの見解で判断された場合、シェルは、その裁量で、買主が製品および／またはサービスの支払いを行う方法および／または条件（支払いのタイミング、与信限度額を含むがこれに限定されない）を変更すること、または、買主に（追加または別の形態の）担保を要求することができる。開始日に担保が必要な場合、それらは本契約で定めるものとし、当該担保に関する条件は、本契約の条項の一部として組み込まれるものとする。
- 3.4 本契約のすべての支払条件、およびそれらの条件の変更に関しては、時間が本質であるものとする。買主が本契約に基づく支払いを期日までに行わなかった場合、担保を提供しなかった場合、または第 3.3 条に基づきシェルが課す新たな支払い条件を遵守しなかった場合、シェルは買主に書面で通知することにより、いつでも未納品の納入を停止し、および／または本契約を直ちに終了させることができる。
- 3.5 買主が本契約に基づく支払いを期日までに行わなかった場合、当該金額の支払期日が到来した日からシェルが支払いを受領した日まで、年利 3%に相当する利率で利息が発生する。シェルはまた、かかる支払期限の過ぎた支払いの回収に関連してシェルが負担する可能性のあるすべての合理的な手数料、費用および経費（回収費用および管理費用、完全補償ベースの裁判費用および弁護士費用を含む）を買主から回収する権利を有する。
- 3.6 買主は、シェルが信用特権を保留または解除しても、本契約の事実上の終了とはならず、本契約に基づく当事者の責任または義務を免除するものとはならないことを認める。
- 3.7 シェルは、シェルが買主に支払うべき金額と、買主または買主の関連会社がシェルに支払うべき金額を、本契約またはその他に基づき、いつでも保留および相殺することができる。本条の目的上、本契約に基づいて供給されるすべての製品の価格は、他の条項で支払いが延期される場合があるか否かを問わず、本契約に定められる支払期日に支払われる。

4. 税金

- 4.1 すべての価格およびすべての価格要素は、別段の定めがない限り、消費税を含まないものとする。買主は、本契約に基づき供給される製品およびサービスが、適用法に反して使用されないことを保証し、約束する。

5. 数量、注文および納期

- 5.1 シェルが買主から製品の購入注文を受けた場合、シェルは、特別な事情がない限り、遅滞なく注文を確認し、第 3.1 条の個別合意に基づく価格で注文を承諾するものとする。この場合、製品の売買契約は、当事者間で別段の合意がない限り、シェルから買主または買主の指定する者に製品が引き渡された時点で成立するものとする。
- 5.2 製品のすべての注文は、本契約で明示的に変更された場合を除き、本契約および納入約束に従って行われる。シェルは、注文がシェルに提出され受理された後に、買主が注文を取り消した、または変更した結果シェルが被る損失を、買主から回収する権利を有する。シェルは、それらの注文に応じるために合理的な努力をするが、注文を受理する義務を負わない。

- 5.3 シェルが確認しない限り、注文は受理されたとはみなされない。受理された「製品」の注文は、別途合意した「引渡場所」に、別途合意した方法で、シェルまたはシェルの代理によって引渡される。
- 5.4 製品は、シェルが随時合理的に規定する日、時間帯、最小量および／または最大量の積荷で買主に引き渡されるか、引き渡されるように調達される。買主は本契約に従って引き渡しを要求し、シェルまたはその受託者が引き渡せるよう合理的な時間を与えなければならない。製品の引き渡しは納入約束に基づくものとする。買主が本契約の条件を満たさない場合、シェルによる納品が停止される場合がある。
- 5.5 買主は、以下を保証し、約束する：
- 5.5.1 シェルが引渡しを行うべき場所が、シェルが使用する輸送手段によって、安全な方法で、事業者、輸送手段、製品またはその他の物品に危険を及ぼすことなくアクセス可能であること。
- 5.5.2 配送に関連するすべてのタンクまたはその他の設備は、両当事者が合意した輸送手段による製品の配送のために、適切かつ安全でなければならない。配送に関連するすべての設備は、財産または事業者に対して危険を及ぼすことなく、製品の配送に関するすべての適用される法的要件および規制要件を遵守しなければならない。配送が行われる前にシェルにすべての配送場所を検査させなくてはならない（ただし、シェルによる検査は、本契約に基づく買手の義務を免除するものではない）。
- 5.5.3 各配送物について、引渡場所に製品のための十分な容積または保管スペースがあること、および、接続ホースがある場合は、充填地点に適切かつ安全に取り付け、注文した量の製品を安全かつ適切に受け取れるようにする。買主が本契約に基づく義務に違反した結果、引渡場所で発生する可能性のある本契約に基づく引渡製品の損失、漏出、汚染について、買主は責任を負い、かかる違反の結果シェルが被る、または被る可能性のある損失および損害について、汚染に関するものを含め、シェルを補償する。
- 5.5.4 引火性の高い製品の場合、およびその他該当する場合、製品保管施設およびそれに接続された充填管、浸漬管および排気管の周辺における喫煙、裸火、火、ストーブまたはあらゆる種類の加熱器具の回避に関して、管轄当局が定めた規制を厳格に遵守する。
- 5.6 シェルは、受託者による配送を実施する権利、および安全でないと考えられる公道または私道を使用した配送を拒否する権利を有する。
- 5.7 シェルは、本製品を配送するための車両の安全な荷降ろしに責任を負う。製品がパレットで納入される場合、買主は、製品の安全な荷降ろしのために必要なあらゆる設備を提供する。
- 5.8 買主が本契約のいずれかの条項を遵守しなかった結果、買主に対する納品ができない、または中止された場合、買主は、要求に応じて、中止された納品のための費用をシェルに弁済する。
- 5.9 シェルが納入した製品のアップリフトが買主によって要求された場合、または買主の過失によって必要となった場合、買主はシェルのアップリフト費用の弁済を求められることがある。

6. シェルのコンテナ、潤滑油および／またはパレット

- 6.1 製品がコンテナおよび／またはパレットで提供される場合、買主は、コンテナおよび／またはパレットの積み降ろしのために適切な設備が利用できることを確認する。買主は、コンテナおよび／またはパレットを保有している間、その安全な保管および取り扱いに責任を負うものとし、シェルが供給する製品の保管以外の目的でそれらを使用してはならない。
- 6.2 シェルと合意した場合、買主はコンテナおよび／またはパレットの回収準備ができ次第、速やかにシェルに通知し、それらが空であり、安全に取り扱えることを確認する。シェルは、紛失または破損したコンテナやパレットを交換するためにシェルが負担する費用について、紛失時または破損時の実勢価格で買主に請求する権利を有する。

7. リスクおよび所有権

- 7.1 別段の定めがある場合を除き、以下の通りとなる：
 - 7.1.1 製品が梱包され、買主が回収する場合、製品の所有権およびリスクは、製品が買主の輸送手段に置かれた時点で買主に移転するものとする。
 - 7.1.2 製品がバルク品であり、買主が回収する場合、製品の所有権およびリスクは、積荷される場所において、積荷地点と買主の輸送手段を結ぶホースまたは出口フランジを、製品が通過した時点で買主に移転するものとする。
 - 7.1.3 製品が梱包され、シェルによって梱包された状態で引き渡される場合、当該製品の所有権およびリスクは、製品がシェルの輸送手段から積み降ろされた時点で買主に移転するものとする。
 - 7.1.4 製品がシェルによってバルク配送される場合、当該製品の所有権およびリスクは、当該製品がシェルの輸送手段と当該製品を受け取る買主の施設に設置された貯蔵タンク、および／または、容器／レセプタクルをつなぐホース接続部に入った時点で買主に移転するものとする。

8. 製品不良

- 8.1 買主は、納品時に本製品および梱包を検査し、数量の確認および梱包の損傷の有無を確認する。買主は、納品書に記載された通り、本製品を検収したことを示す納品書に署名することが要求される。シェルは、買主が梱包を検査し、納品書に署名した場合、破損した製品／短納品を是正する責任を負わないものとする。
- 8.2 第8.1条に従い、シェルの過失または不履行に起因する製品の欠陥が判明した場合、シェルは欠陥製品を同等の製品と交換し、代替製品の配送および欠陥製品の回収にかかる費用を負担する。法律で許容される範囲において、前述の救済措置は、製品に欠陥があった場合の買主の唯一の救済措置となる。

9. 製品在庫

- 9.1 シェルは、製品のグレード、仕様、特性、配送パッケージ、ブランド名、その他の特徴的な名称をいつでも変更できるものとし、そのように変更された製品は、引き続き本契約の対象となる。シェルは、いつでも、本契約の対象となる製品の供給を中止する権利、または別の製品や別の製品グレードに変更する権利を有する。その後、シェルは、中止された製品または製品グレードを供給するいかなる責任または義務からも解放される。疑義を避けるために記すと、シェルは、その単独の裁量で、いつでも包装またはラベルの形状、サ

イズ、形態を変更することができ、そのような変更は、品質の変更または製品の変更とはみなされないことを両当事者間で理解する。

10. 測定

- 10.1 シェルは、納入された製品の数量の測定に責任を負う。これは、シェル側に明らかな誤りがない限り決定的かつ拘束力のある勘定書を作成する目的で使用される。買主は要求すれば、バルク納入のための測定に立ち会う権利を有する。シェルは、買主のタンク、ディップロッド、測定器における不一致、またはそこから生じる不一致について、いかなる責任も負わない。

11. 安全衛生および環境

- 11.1 シェルは、そのすべての活動において、安全衛生の促進、および環境に対する適切な配慮に努めている。シェルは、製品に関する安全衛生データシート（SDS）を発行し、買主は、その従業員、受託者および代理人が、これらの指示および推奨事項を読み、遵守することを保証する責任を負う。安全衛生データシート（SDS）の差し替えは、関連するウェブサイト（www.epc.shell.com）にアクセスするか、シェルの担当者に連絡することで入手することができる。買主は、供給された製品の保管および使用に関して、シェルが推奨する安全対策を常に遵守する。シェルは、買主が当該安全衛生データシートを遵守しなかった結果、または当該安全対策の不遵守を理由として、および／または買主、その使用人もしくはその被許諾者の行為、不作為、怠慢および／または過失によって生じた損失または損害について責任を負わない。
- 11.2 買主は、製品に使用されるすべての設備および機器が、合理的に予測可能な事故を回避するような方法で、設置、維持かつ運用されていることを確認し、使用済みまたは未使用の製品が、排水、下水道、水路または土壌に入ることを防ぐために必要なあらゆる措置を講じる。買主は、安全衛生および環境性能を向上させるために設計された対策を実施する際に、合理的に可能な限り、シェルと協力することが求められる。

12. シェルの商標、仕様および処分

- 12.1 すべての知的財産権、および本契約に関連してシェルが提供したブランド素材や文献は、シェルまたは該当するシェルの関連会社に帰属する。買主はそれらの所有権または当該権利を主張する権利を有さず、また、買主の関連会社または代理人が主張しないよう取り計らう。買主は、本契約に基づくシェル商標の使用または表示は、シェルまたは該当するシェルの関連会社による使用とみなされることを認める。さらに買主は、シェル商標に付随する、当該の使用または表示に起因する営業権は、シェルまたは該当するシェルの関連会社に発生し、その利益となることを認める。本契約は、買主、その関連会社、またはその代理人に、シェル商標の所有権、権原、請求権、または権利を与えるものではない。
- 12.2 第 12.6 条を害することなく、製品の広告または宣伝に表示できる商標または商号（買主の名前を除く）は、シェルが指定または認可したシェル商標のみとし、買主は、そのようなあらゆる広告または宣伝において、当該の商標または商号の使用の文脈、規模および方法に関するシェルの指示に厳密に従うものとする。
- 12.3 バルク製品の供給の場合、本契約は、シェルが明示的に提供または要求する場合を除き、シェル商標を製品に適用する権利、または製品に関連してシェル商標を使用する権利を買主に与えるものとはみなされない。

- 12.4 買主は、シェルの書面による事前の同意がある場合を除き、買主の代理人を含む他の事業者にはシェル商標を使用させてはならない。
- 12.5 買主は、包装された製品の装飾または目に見えるデザインを変更せず、そこに表示されている商標を削除、抹消、その他汚損しないことに同意する。買主は、シェルが提供する製品の容器および包装材のみを使用するものとし、バルク供給された製品を再包装しないものとする。
- 12.6 買主は、絶対的な裁量でシェルからの書面による事前の同意がない限り、以下のことをしてはならない。
 - 12.6.1 シェル商標の使用または表示を伴うスポンサーシップ、広告または同様の取り決めについて交渉、更新または締結すること。
 - 12.6.2 シェル商標の使用または表示を伴う活動に関連して、ブランドサービスプロバイダー（広告代理店、メディアエージェンシーまたは市場調査会社など）に依頼すること。
 - 12.6.3 シェルまたは製品に関連し、シェル商標の使用または表示を伴って、あらゆる媒体で広告物または販促資料を委託、公開、表示または使用すること。ただし、シェルが提供または利用可能にした素材およびテンプレートを除く。
 - 12.6.4 シェル商標を表示する看板または広告板を設置またはその他の方法で表示すること。ただし、シェルが供給または承認するものを除く。
- 12.7 買主は、本契約の満了または終了に伴い、シェルの商標の使用を直ちに中止する。
- 12.8 シェルによる製品製造のために、または、シェルの指示により、買主から仕様書が提供される場合、買主は、本契約に基づいて販売される製品の製造、加工、組立または供給のために当該仕様書を使用することが、いかなる当事者の権利も侵害しないことを保証する。
- 12.9 買主の製品仕様に従って製造され供給された製品の商品性または目的適合性に関して、シェルは、明示的黙示的かを問わず、いかなる保証または条件も与えることはない。
- 12.10 買主は、知的財産権の侵害またはその疑い、明白な侵害またはその恐れがあること、あるいは、知的財産権に関連する訴訟、請求、要求、手続きを知った場合、速やかにシェルに通知するものとし、シェルがその権利を保護または防御するために開始する必要があると考える訴訟を（シェルの費用で）起こすことを含め、それに関連し付随する、またはその下で生じる、シェルが求める必要な支援を、シェルに提供する。

13. 責任

- 13.1 本契約の他の規定にかかわらず、いずれの当事者、その従業員、使用人または代理人も、本契約に基づき、または本契約に関連して、実際のまたは予想される利益、収入、収益、事業、機会、契約、生産、または無駄な支出、事業の中断や運営における費用の増加によって生じる実際のもしくは予想される損失、営業権や評判の損失、または間接的、特別的、懲罰的、付随的もしくは結果的なコスト、費用、損失、損害に関して、相手方当事者に対し責任を負わない。かかるコスト、費用、損失もしくは損害が、合理的に予見可能であったとしても、または両当事者が合理的に想定していたとしても、契約違反、保証違反、過失、その他の不法行為、法定義務違反等に起因するか否かを問わず、相手方当事者に対し責任を負わない。

- 13.2 適用法で許容される最大限の範囲において、本契約に基づきまたは関連して生じた損失または請求に関するシェルの買主に対する全責任は、ある事由または一連の関連事由に関するか否かを問わず、また契約違反、保証違反、法定義務違反、過失またはその他の不法行為の結果であるか否かを問わず、当該製品の納入価格（納入時点の価格）を超えてはならず、上記の契約違反が納入の不履行からなる場合は、製品が納入され請求書が作成された場合の製品価格が適用される。
- 13.3 適用法で許容される最大の範囲において、本契約に基づくサービスの提供の下で、または本契約に関連して生じた損失または請求に関するシェルの買主に対する全責任は、契約違反、保証違反、法定義務違反、過失またはその他の不法行為の結果であるか否かを問わず、その責任、損失または請求が生じたサービスの再履行に限られる。
- 13.4 シェルまたは買主に対する補償や責任の救済または制限は、それぞれの関連会社、取締役、および従業員にも有利に適用される。
- 13.5 いずれの当事者も、不正もしくは死亡に対する責任、または、自己の過失もしくは責任に起因する人身事故に対する責任を、除外または制限しない。ただし、法律上除外または制限されない範囲とする。本条は、本契約で与えられる補償に影響を与えない。

14. 不可抗力、製品の割り当て

- 14.1 シェルおよび買主のいずれも、不可抗力事由によって本契約の条項または条件の履行が遅延、妨害または阻止された場合、その不履行に対して責任を負わない。両当事者は、支払うべき金額を支払うことができないこと、またはその他の経済的困窮は、不可抗力事由に該当しないことを認める。
- 14.2 このような状況または第 14.1 条で前述した不履行により、あるいは、本契約に基づいて引き渡される原油、製品（またはその一部）、必要な添加剤やその他の石油製品について、シェルの供給源、シェルのサプライヤーの供給源、または予定されている供給源（所在地を問わず）からの入手が制限または妨害され、本契約に基づく引渡製品の全量を供給することにおいてシェルが遅延、妨害、または阻止される場合、また同時に、本製品およびその他の石油製品（生産地がどこであるか、引渡し場所が同じであるか、本契約で指定されている場所か、別の場所かを問わない）における他の取引を完全に維持することにおいてシェルが遅延、妨害、または阻止される場合、シェルの製品供給が、シェルの全受注分や予想受注分を満たすのに十分でない場合、またはその恐れがある場合、シェルは、自己の絶対的な裁量により適切と考える範囲で、本契約に基づく買主への製品の供給を中止、保留、削減または停止することができる。シェルは、他のサプライヤーから購入またはその他の方法で追加数量を取得する義務はなく、このような状況の結果、買主が被った製品供給不足または買主に起因する損失をシェルが補う必要はなく、買主に対していかなる損失または損害についても責任を負うことはない。シェルが他のサプライヤーや代替供給源から入手した追加数量は、シェルが自己の完全な裁量で使用することができ、シェルが本契約に基づく納入を保留、削減または停止する範囲を決定する目的で考慮する必要はない。買主がそのような事由により供給不足となった場合、シェルが供給を再開できる状態になるまで、買主は緊急要件を満たすために一時的に他の場所で同様の製品を購入する権利を有するが、シェルはそれによって買主が被る追加費用について責任を負わない。

15. 契約の条件（期間）および終了

- 15.1 当事者が本契約に基づく義務に重大な違反を犯し、かつ、違反を特定しその是正を求める通知が第一当事者より送達されてから 30 日以内に当該違反が是正されなかった場合、他の

権利または救済措置を害することなく、第一当事者は、違反当事者に対する書面による通知により本契約を略式に終了する権利を有する。

15.2 シェルは、以下の場合、他の権利または救済措置を害することなく、書面による通知により、本契約を略式で終了させる権利を有する：

15.2.1 買主が個人であり、破産宣告を受けた場合、買主の資産に関して管財人または管理人が任命された場合。買主に対して受取命令が出された場合。一般的に債権者と和解または取り決めを行った場合。買主の債務を期限通りに支払うことができなくなった場合。

15.2.2 買主が会社であり、破産宣告を受けた場合、債権者と和解または取り決めを行った場合、会社に関して清算命令が下された場合、それについて任意清算の決議がなされた場合、その事業または企業の仮清算人、管財人、管理人または支配人が任命された場合、その会社に関して管理命令が下されることを申請する請願書が提出された場合、その会社が期日通りに債務を支払うことができなくなった場合、浮動担保で担保されている当該会社の債券の保有者に代わって、浮動担保に含まれるまたは浮動担保の対象となる財産の占有が行われた場合。

15.2.3 上記第 3.4 条に定める状況、または買主がシェルの要求する期間内に前払いや担保の提供を拒否した場合。

15.2.4 買主が会社であり、その株式の所有権が変更され、会社の発行済み株式資本の 50%以上が新しい所有者の法的または受益的財産となった場合。

15.2.5 シェルの合理的な見解で、本契約に関連する条件の履行中に、買主やその関連当事者が、以下のように判断された場合：

(a) 適用される競争法に違反する行為を行った、または、シェルもしくはその関連当事者に違反させる原因となった場合

(b) 法令に違反した場合

15.3 本契約終了時の場合

15.3.1 買主は、未納の発注書または請求書について、当該発注書の納品日が契約解除の発効日以降であっても、引き続き責任を負い、支払いを行うものとする。

15.3.2 シェルへのすべての支払義務は、直ちに弁済期が到来し、本契約に基づくシェルの買主への製品販売に関するすべての義務は終了する。

15.3.3 シェルが受注したものの履行していない製品の注文は、シェルの選択により、シェルの責任なくキャンセルされる。

15.4 シェルまたは買主のいずれかから書面による終了通知がなされた場合、シェルは、当該通知の時点から通知に規定された終了日までの間の中間期間において、製品の納入に対して事前に現金を要求することができる。

15.5 本契約が終了した場合、本契約に基づく両当事者の権利および義務は終了し、以後効力を有しないものとする。ただし、その性質上、契約終了後も有効に存続することが意図されている規定を除く。

16. 譲渡

- 16.1 本契約は、買主がその全部または一部を譲渡または移転してはならず、買主は、シェルの書面による事前の同意がない限り、本契約に基づく義務を外部に委託してはならない。
- 16.2 シェルは、本契約の全部または一部をその関連会社に自由に譲渡することができる。また、シェルは、買主への書面による通知により、本契約に基づく義務のいずれかを第三者に下請けする権利を有する。ただし、かかる下請けが行われた場合も、シェルは本契約に基づく義務の履行について引き続き責任を負うものとする。

17. 権利放棄

- 17.1 法律または本契約に基づき提供される権利、権限または救済措置の行使において、いずれかの当事者の不履行または遅延があった場合、その権利、権限または救済措置に影響を与えず、またはその放棄として機能しないものとする。法律または本契約に基づき提供される権利、権限または救済措置を単独で、または一部、行使することは、それ以上の行使を妨げるものとはならず、他の権利、権限または救済措置の行使を妨げるものとはならない。

18. 修正／変更

- 18.1 本契約の規定または両当事者の権利もしくは義務の、修正または変更は、両当事者により書面で合意され、各当事者の代表により署名され、かつ本契約に明示的に言及しない限り、有効ではないものとする。

19. 無効

- 19.1 本契約のいずれかの規定が、いずれかの管轄区域の法律において違法、失効、無効または執行不能となった場合、当該管轄区域における本契約の残りの部分の合法性、有効性および執行可能性は影響を受けず、他の管轄区域における本契約全体の合法性、有効性および執行可能性は影響を受けないものとする。

20. 完全性

- 20.1 本契約は、シェルと買主の間の完全な合意を構成し、本契約に別段の定めがない限り、その主題に関して両当事者間での口頭または書面によるものかを問わず、あらゆる事前の合意、契約前の声明、表明、取り決め、条件および理解に優先する。
- 20.2 各当事者は、本契約の締結に同意するにあたり、契約前の声明、表明または約束に依存しないことを認める。不正の場合を除き、いかなる当事者も、本契約において繰り返される範囲を除き、契約前の声明、表明または約束に起因または関連して、相手方当事者に対していかなる訴訟権も有しないものとする。ただし、本契約において繰り返し言及される場合はその限りでない。

21. 通知

- 21.1 いかなる通知も、第一種前払郵便、書留郵便、配達記録郵便もしくは特別送達郵便による送付、直接手渡し、またはファックス送信により、通知が宛てられる当事者が指定した住所や番号宛で、相手方当事者に送付された場合、十分に通知が行われたものとする。この場合、ファックスによる通知は、送信者が印刷した送信報告書により証明される送信完了の時点で受領されたものとみなされ、郵便による通知は、投函後（ただし投函日を含まない）、翌第3郵便配達日に受領されたものとみなされる。電子メールなどの他の手段による通知は、インスタントメッセージによるものを除き許可されるが、当該通知の不受領のリスクは送信者が負担するものとする。

21.2 本第 21 条の規定は、訴訟手続、請求、告訴または訴訟に関連する文書の送達に関しては適用されないものとする。

22. 秘密保持

22.1 シェルおよび買主は、相手方の書面による事前の同意がない限り、また適用法で要求される場合を除き、以下を行わないものとする：(a) 相手方の専有情報または商業上の秘密情報（いずれかの当事者の業務、プロセスまたは設備に関するデータ、地図、記録、レポート、図面、仕様、処方、技術情報、およびコンピュータプログラム/ソフトウェアを含むがこれらに限定されない）（以下「秘密情報」）を、本契約に関連してそれを知る必要があり、これらの秘密保持義務に拘束されることに同意した職務者、従業員、代理人、関連会社または下請業者以外の者に開示すること、または、(b) 本契約の推進以外の目的で相手方の秘密情報を使用すること。

22.2 22.1 の義務は、以下の場合適用される：

22.2.1 当該情報が、受領当事者の過失なく、公知または文献の一部となった場合。

22.2.2 当該情報が、本契約に基づく受領時点で、受領当事者が秘密保持の義務を負うことなく合法的に知っている場合。

22.2.3 当該情報が、当該情報を合法的に保有し、当該情報に関して秘密保持義務を負わない第三者（相手方当事者に代わって開示する事業者を除く）により、受領当事者に開示されたものである場合。

22.2.4 当該情報が、受領当事者が本契約に基づき受領または取得した秘密情報から独立して開発したものである場合。

22.3 受領当事者が、適用法または政府の手続きにより、相手方当事者の秘密情報の開示を要求された場合、受領当事者は、かかる要求について開示当事者に速やかに通知し、相手方当事者が適切な保護命令を求める機会を与えるものとする。

22.4 本契約の満了時または終了時に、受領当事者は、開示当事者から取得した、または開示当事者（もしくはその代理人）により提供された秘密情報について、保有するすべての写しを開示当事者に引き渡すものとする。

22.5 いずれの当事者も、相手方もしくは相手方の関連会社や顧客に関する情報、または、当該当事者もしくは当該当事者の関連会社が製造し供給する製品に関する情報を、訪問の過程またはその他の方法で取得する場合、当該情報は秘密情報とみなされ、本条の条件に従うものとする。

22.6 両当事者は、本契約の存在および条件を秘密にすることを希望し、この目的のために、各当事者は、適用法または証券取引所の要件に従い、本契約の存在をその関連会社、専門アドバイザーおよび金融機関以外の第三者に開示しないよう合理的に努力する。

23. 準拠法および管轄権

23.1 本契約および、本契約またはその主題や成立に起因または関連して生じる紛争、論争または請求は、不法行為、契約、法令またはその他を問わず、その存在、有効性、解釈、違反または終了に関する問題を含み、契約外の請求も含め（以下「紛争」という）、日本国法に準拠し、日本国法に従って解釈されるものとし、他の見解を生じさせ得る抵触法および選択法原則は除外される。国際物品売買契約に関する国連条約は、本契約には適用されな

い。本契約に別段の定めがある場合を除き、両当事者は、本契約上および法律上、相手方に対して有し得るすべての権利および救済措置を保持するものとする。

- 23.2 両当事者は、両当事者間の紛争を解決するための排他的な法廷が日本の裁判所であることに取消不能の形で同意する。各当事者は、日本の裁判所の排他的管轄権に取消不能かつ無条件に服し、かかる法廷においてのみ紛争を提起することに同意し、さらに、あらゆる紛争の最終決定が、決定的かつ執行可能であることに同意する。

24. 情報、データプライバシー

- 24.1 買主から提供されたデータ、および／または買主のアカウントに関連するデータは、個人情報かその他かを問わず、買主のアカウントを運営するため、買主に関するシェルの記録を確認、更新および強化するため、統計分析のため、適用法令に基づき必要とされる識別情報の確立等のため、買主の信用状況を継続的に評価するため、その他シェルが必要または適切とみなす場合、シェルによりコンピュータまたはその他の方法で保持され、処理される。いずれの場合も、本契約が終了した後も処理は継続されることがある。また、買主は、信用評価、マネーロンダリング、不正の検出の要件を満たすために必要なその他のチェックの完了または履行を要求される場合がある。
- 24.2 シェルは、買主および／または買主のアカウントに関するデータを、以下に対して開示することがある：
- (a) シェルへの与信申請に対する評価、債務追跡、不正防止のために他の金融機関がアクセスできる信用照会機関
 - (b) 買主のアカウントに関連してサービスを履行するシェルの代理人または下請業者
 - (c) シェルが本契約に基づく権利および／または義務を譲渡することを提案する事業者
 - (d) 本契約に基づく買主の義務に関して、保証人または担保を提供する事業者
 - (e) 法律または規制当局の要求または許可に基づく場合
 - (f) その他、シェルが必要または適切とみなす場合
- 24.3 買主がシェルに提供した情報が著しく不正確であることをシェルが発見した場合、本契約に含まれる終了に関する他の規定を害することなく、買主がシェルに支払うべきすべての金銭は、直ちに支払期日が到来し、支払われるものとする。
- 24.4 本契約の履行過程において、両当事者は、識別された、または直接的もしくは間接的に識別可能な、個人に関連する情報（「個人データ」）を相互に提供することがあり、その処理および転送は、適用されるデータ保護法および本契約に従って行われるものとする。
- 24.5 疑義を避けるために記すと、両当事者は、本契約で指定された特定の目的以外、または適用されるデータ保護法によって要求もしくは許可される特定の目的以外で、個人データを処理、販売、保持、使用または開示してはならない。本契約に署名することにより、両当事者は、この条件を理解し、これを遵守することを証明するものとし、各当事者は、個人データに関してデータ管理者となる。
- 24.6 シェルが処理する個人データは、「プライバシー通知（ビジネス顧客、サプライヤー、パートナーまたは投資家向け）」の条件に準拠するものとする。当該通知は、下記ウェブサイトおよび各地域の関連するシェルのウェブサイトですべて入手可能である。

25. 貿易管理

- 25.1 買主は、本契約の履行に適用される貿易管理法（制限当事者リストを含む）について知識があることを確認し、保証する。買主は、本契約の履行において適用されるすべての貿易管理法を遵守する。特に、本契約の履行に関連して、(a) 貿易管理法に基づく制限当事者リストに加えられるリスクや、国、地域、多国間の貿易制裁、経済制裁の対象となるリスクに、シェルがさらされる原因となる行為、(b) 貿易管理法にシェルが違反する原因となる行為を、買主は行わないこと、および、買主の受託者や代理人が行わないことを保証する。
- 25.2 買主は、シェルが提供する物品／情報／技術／サービスを、直接的または間接的に、たとえそれら物品が実質的に変形された場合であっても、制限管轄区域、ロシアもしくはベラルーシに対して、またはこれらの地域を経由して、もしくはこれらの地域での使用を目的として、あるいは、制限当事者による最終利用のために、輸出、再輸出、譲渡、転用、取引、船舶、輸入、輸送、積み替え、保管、販売、配達または再提供しないものとする。
- 25.3 買主は、シェルが提供する品目のうち、ロシアもしくはベラルーシへの輸出、供給、販売もしくは移転、またはロシアもしくはベラルーシでの使用が、適用される貿易管理法により禁止されているものを、直接的または間接的に、ロシアもしくはベラルーシへ、ロシアもしくはベラルーシを経由して、またはロシアもしくはベラルーシで使用するために輸出、再輸出、転用、取引、船舶、輸入、輸送、積み替え、保管、販売、引渡し、再引渡しをしてはならない。
- 25.4 当事者間で別段の合意がない限り、買主は、適用される貿易管理法に基づき必要となる場合、必要な認可、輸入許可、輸出許可、譲渡許可または税関許可（シェルが供給する製品の販売および引渡しに関する輸出許可証を含むがこれに限定されない）の取得に責任を負う。シェルは、供給される製品に関するすべての適切な輸出分類を買主に提供する。
- 25.5 買主は、シェルが買主の顧客に提供した物品／情報／技術／サービスの直接的または間接的な再販売について、本条に定める条件を課すこと、または課すことを要求することに同意する。
- 25.6 シェルが以下のように判断した場合、シェルは本契約に基づく義務を履行する義務を負わず、遅延または不履行によるいかなる種類の損害または費用（違約金を含むがこれに限定されない）についても責任を負わないものとし、本契約を直ちに停止または終了する権利を有する：
- (i) 当該の履行により、貿易管理法に基づく制限当事者リストに加えられるリスク、または、国内、地域もしくは多国間の貿易制裁、経済制裁の対象となるリスク、および／または貿易管理法に違反するリスクに、シェルがさらされる場合
 - (ii) 買主が本条の要件を遵守していない場合
 - (iii) 買主が制限当事者になった場合
- 25.7 本条に基づきシェルが納入／供給を停止、または本契約を終了した場合、シェルは、遅延または不履行による相手方当事者の損害または損失について、相手方当事者に対して責任を負わない。ただし、当該返金が貿易管理法に反しない範囲で、納入されなかった製品／物品またはサービスに対して相手方当事者が支払った金銭を返金する場合を除く。

25.8 シェルが合理的な理由に基づき要求した場合、買主は、シェルが合理的に要求する証拠をシェルに提供し、買主が本条を遵守していることをシェルが証明できるようにする。これには、シェルが供給する製品の最終目的地を確認し、本契約の履行に適用される貿易管理法の遵守を積極的に支援する管理が行われていることをシェルが証明する目的も含まれる。

26. シェルの原則、方針および法令遵守

26.1 シェルの一般事業原則に関する声明（「SGBP」）およびシェルの安全衛生、セキュリティおよび環境に関する方針（「HSSE」）は、シェルのウェブサイト www.shell.com/sGBP で公開されている（「our commitments and standards: 当社のコミットメントおよび基準」参照）。買主およびその職務者、従業員、代理人は、本契約の履行により、シェルやその関連会社が SGBP または HSSE に違反する原因とならないよう、最善の努力を払う。

26.2 買主およびシェルは、相互の尊敬、誠実さおよび高潔さに基づいて関係を構築する。いずれの当事者も、ビジネス上の意思決定に影響を与える意図で、贈答品、その他の社交上の便宜を受けたり求めたりしてはならない。名目上の礼儀や、状況に応じて慣習的かつ適切に行われる社交上の招待は、ビジネス上の義務を一切示さない限り、または、多額の費用や常識の範囲を超える費用を伴わない限り、非倫理的とはならない。

26.3 両当事者は、適用されるすべての法律、政府の規則、規制および命令（安全衛生、セキュリティおよび環境を含むがこれに限定されない）を遵守し、買主の場合は、その関連当事者が遵守することを保証する。

27. 存続

27.1 本契約の満了または終了は、いずれかの当事者を、当該満了または終了以前に本契約に起因する義務から免除するものではない。その性質上存続すべき権利および義務は、本契約の終了後または満了後も有効に存続する。疑義を避けるために（上記の一般性を害することなく）記すと、以下の規定は、本契約の終了後または満了後も、有効に存続するものとする：第 12 条（シェルの商標、仕様および処方）、第 13 条（責任）、第 17 条（権利放棄）、第 19 条（無効）、第 20 条（完全性）、第 21 条（通知）、第 22 条（秘密保持）、第 23 条（準拠法および管轄権）、第 24 条（情報・データプライバシー）、第 25 条（貿易管理）、第 27 条（存続）および第 28 条（贈収賄防止法およびマネーロンダリング防止法の遵守）

28. 贈収賄防止法およびマネーロンダリング防止法の遵守

28.1 買主は、本契約およびそこから生じる事業に関連して、以下について表明、保証および誓約する：

- (i) 腐敗防止法を認識し、これを遵守すること。
- (ii) 直接的または間接的かを問わず、賄賂を供与、提供、許可、受領しておらず、今後もしないこと。政府関係者またはその他の事業者の使用または利益のために、支払い、贈答、約束、その他の利益を供与、提供、許可、受領しておらず、今後も受領しないこと。便宜供与の支払いに該当する、または腐敗防止法に違反するような支払い、贈答、約束、その他の利益のないこと。
- (iii) 腐敗防止法を遵守するための適切な書面による方針または手続きを維持しており、今後も維持すること。

- (iv) 適切な内部統制を維持しており、今後も維持すること。それには、帳簿および記録に正確に記録し、報告することを確保するための合理的努力を含むがこれに限定されず、それにより、各取引の目的、契約相手、取引相手、取引品など、関連する活動を真に反映するようにすること。
 - (v) 当事者は、その知識に基づき、適用法または当事者自身の保存方針によって要求される期間のうち、いずれか長い方の期間、当該帳簿および記録を保持すること。
 - (vi) 本項の義務に違反したことを認識した場合、法的特権の保持を条件として、速やかにシェルに通知すること。
 - (vii) 関連当事者、下請業者、代理人またはその他の第三者に対しても、本項の上記要件を遵守するよう求める合理的な努力を行っており、今後もこれを行うこと。
 - (viii) 相手方／要求側の継続的な Know Your Customer プロセス要件を支援するため、その所有権、職務者、および企業構造（その変更を含む）に関する情報（公に入手可能でない場合は、証拠書類を含む）を提供すること。
 - (ix) 当事者（その関連会社または第三者を除く）のみが、相手方当事者に対して支払いを行うこと。ただし、相手方当事者の書面による事前の同意がある場合を除く。
- 28.2 他の利用可能な救済措置に制限されることなく、当事者またはその関連当事者が本条を遵守しなかった場合、誠意をもって行動する相手方当事者は、かかる不遵守を通知する権利を有する。当事者が不遵守を是正することが可能な場合、相手方当事者が合理的に満足するよう不遵守を是正するために 60 日の期間を有する。不遵守が是正不能である場合、または 60 日以内に相手方当事者の合理的な満足を得るまで是正されなかった場合、相手方当事者は、さらなる通知により本契約を終了させる権利を有する。それにより当事者の腐敗防止法の遵守に至らない場合、本契約は、当事者に本契約の一部の履行を要求するものとはならず、何らかの措置を講じることを要求するものとはならない。本項の義務は、本契約の終了後または失効後も存続するものとする。
- 28.3 買主は、買主またはその関連当事者が本条を遵守しなかったことにより発生した損失、責任（罰金および罰則を含むがこれらに限定されない）、損害、費用、または、その不遵守に起因もしくは関連してシェルに対して提起された請求もしくは手続きについて、シェルを補償するものとする。
- 28.4 法的特権の保持を条件として、契約期間中およびその後 7 年間、合理的な通知により、シェルは、本項の遵守に関連して、買主およびその関連当事者の帳簿および記録を監査する権利を有し、買主はシェルの権利を可能にするために必要なすべての措置を講じるものとする。

制定 令和8年1月5日